

(仮称)北 8 西 1 地区 第一種市街地再開発事業 準備書 日照に係る審議概要 H25. 11. 27

項目	委員名	区分	質問・意見等の概要		事業者回答
日照阻害	佐藤会長	質問	準備書の記載方法	方法書では既存建築物について調査することを明記しているが、準備書に記載がないため、調査結果はどのようになっているか。 (事業者回答をうけて) 評価書への記載が必要と考える。	天空図については現況調査を実施している。また、日影図に関しては北 8 西 1 街区の既存建築物について調査した資料があるが準備書には記載していない。 (審議会でスライドにより説明を実施)
	宮木委員	意見	準備書の記載内容	回避・低減の「回避」という表現は今回の予測結果を考慮すると不適切と考える。	指摘のとおり回避できない部分はある。
				低減については、年間で何%低減したかを数値で明記したほうがわかりやすい。また、定量的な評価をする上では数値は重要である。	時間ごとに面積で比較することは、可能である。
	村尾副会長	意見	審議について	評価をするときに何を指標にするか、何を指標にするのが適切であるか、その指標は一体何をあらわしているのかが明確にし、どう評価するのかということを決めないと難しい議論となる。現在は基準が決まっていないので、とりあえず建築基準法により何時間確保しなければいけないという話になっている。 小学校という場所を考えると、運動場なのか、校舎なのか、審議会で何らかの判断できるような根拠はない。 私たちは大学にいて、直射日光が入ってきたらブラインドをおろすが、直達日射量が必要なのか、全天日射量が必要なのかというところさえ関係してくるため、審議会としてこの指標を事業者の方に出してもらえなければ適切であるとか、不適切であるという評価を出すのは難しいのではないかと感じる。	
	遠井委員	意見	基準について	建築基準法を指標としてよいか。建築基準法は、最低限度の基準なので、法目的はアセス法や条例とは全く違い、これさえクリアしていればいいのだという話ではない。 何を持ってきて判断すべきかは、ケース・バイ・ケースであるが、この場合は小学校であるため、法的基準ではないが平成 1 5 年の文科省の小学校施設整備指針というものがある。 この中では定性的ではあるが、小学校は学習の場であるのみならず、生活の場としてゆとりと潤いのある施設づくりとするのが重要とある。 また、校地環境についても健康で文化的な環境で良好な日照及び空気を得ることができることが重要であり、配置構成においても、各施設部分について必要な機能等に応じて適切な日照、通風、その他自然環境確保できるよう配置することが重要とある。その他幾つかの建物環境等で日照はかなり重視されているという記載がある。 こういう観点から見れば、仮に、今、札幌市が新しく小学校を設置しますというときに、こういう環境で設置するのは難しいという条件であれば、他律的に後の環境によって変わったというのは、何らかの法的利益なり権利なりが多少は侵害されている状態になるという考え方ができる。その他、厚生省管轄のさまざまな社会福祉施設の設置基準、整備基準も全て日照が条件で、良好な日照というものがある。良好な日照が何かというのは争いの余地があるが、そう考えると、商業地域だから 1 時間で基準上問題ないというのは通用しないのではないかと感じる。	
		質問	代償措置	代償措置を検討しているか。	方法はあると思うが、具体的にはまだ検討していない。
	西川委員	意見	考え方	何が一番大事なのかという視点がしっかりしていないと、同じ議論が平行線になるのではないかと。事業者側は、高層ビルを建てるのが最優先だが、周辺の住民にとっては、小学生の健康が一番大事である。 審議会はどちらの立場で議論すべきかということになるが、遠井委員が言われたように、小学校はどうあるべきか、公共施設はどうあるべきかがとても大切ではないか。具体的にどういう基準かは不明確だが、平行線の議論をしても結論がみえない。ただ、小学生があそこで生活している厳然たる事実があるので、それが一番大事なことではないか。	

項目	委員名	区分	質問・意見等の概要		事業者回答
日照阻害	森本委員	意見	準備書の記載内容	宮木委員と同意見で表やグラフ、数値などを用いてどの程度低減したのかを示さなければ低減しているのか判断できない。	宮木委員の回答と同様。次回の審議会で提示する。